

1. 件名：実用発電用原子炉の運転計画における記載の取扱いについて

2. 日時：令和3年3月5日 10時00分～10時25分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部検査グループ

実用炉監視部門 武山安全規制管理官、小野上級原子炉解析専門官、
久光上級原子炉解析専門官、渡邊係長

北海道電力株式会社

北海道電力 原子力事業統括部 原子力運営グループリーダー、他1名

中部電力株式会社

本店原子力本部 原子力部 運営グループ 課長、他3名

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 燃料保全グループ リーダー、他1名

中国電力株式会社

原子力運営グループ 副長、他2名

四国電力株式会社

原子力部 燃料技術グループリーダー、他5名

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子燃料技術グループ 担当、他3名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から北海道電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社に対し、資料1に基づき、運転計画の記載の取扱いについて説明を行った。

(2) これに対し、主に以下の質疑応答があった。

四国電力株式会社より、今回の運転計画の記載の適正化については、核燃料物質の原子炉への装荷が未定である長期停止中の原子炉の運転計画のみが対象となるのか、又は通常運転を開始している原子炉における定期検査時で、次の運転サイクルでの核燃料物質装荷量の予定がある状態で、1～3か月程度の間、原子炉から核燃料物質が取り出される際の運転計画も対象となるのかと質問があった。

これに対し、原子力規制庁から、核燃料物質の原子炉への装荷が未定である長期停止中の原子炉の運転計画のみ対象となる旨回答した。

(3) 原子力規制庁から、資料1に示す内容の文書は令和3年1月時点の運転計画の記載を基に各電力会社に発出する予定であるが、その後、原子炉への核燃料物資の装荷の予定が決まり、運転計画が変更となる場合は、その内容を踏まえて適切な内容で運転計画の変更届を提出するよう伝えた。

6 . 面談資料

資料 1 : 実用発電用原子炉の運転計画における記載の取扱いについて